

令和6年度事業計画（案）

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月31日

（公社）愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

当協会は、昭和61年の設立以来、嘱託登記業務を通じて、官公署が行う公共事業及び登記行政の円滑な実施を支援し、もって公共の福祉及び国民の権利擁護に貢献することをその使命としており、今年度も関係各所との連携を密にし、当協会の重要業務である嘱託登記業務の受託拡大に向けた活動を推進していく。

また、今年度施行される相続登記の義務化も含み、一連の民法・不動産登記法の一部改正や相続土地国庫帰属法は、近年社会問題となっている所有者不明土地の発生予防とその利用の円滑化に向けた方策としてその効果が期待されている。改正により創設された、土地・建物の新たな管理制度や不明共有者がいる場合の対応等官公署が行う用地取得の現場においても活用できる制度があり、当協会として、各種制度をどのように利用し、どのように当協会が関与していくことが出来るか検討を進めていく。

あわせて、令和6年能登半島地震の発生により、甚大な被害に見舞われた被災者へ生活支援と被災地の迅速な復旧・復興が求められており、当協会は、同じ中部ブロックの石川県協会・富山県協会との連携をより一層深め、要請があれば、可能な限りの支援を行っていく。

2. 総務

（関係各所との交流）

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、司法書士会（以下「本会」）、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

（人材確保と社員の能力向上に向けた取り組み）

当協会の組織力はイコール人間力であり、組織力向上には、人材こそが最も重要な要素である。官公署に対して質の高いサービスを継続的に提供していくためには、安定的な人材の確保と、高度な社員教育による各社員の能力向上が必要不可欠である。このため、積極的に新人の勧誘活動を行い、新入社員には知識向上のための教育を行っていく。

（広報）

ホームページや本会の会報を通じて当協会の情報を随時発信していく。社員向けのホームページについては、掲載内容の点検を行い、より使い勝手の良いサイトになるよう改善を行っていく。

3. 嘱託登記業務

当協会が、継続して安定的な組織運営と活動を行っていくには、嘱託登記業務の受託拡大が必要であると考えており、引き続き受託の拡大に向けて官公署への開発・啓発活動を積極的に取り組んでいく。

登記業務委託契約を締結していない市町村や受託実績の少ない市町村には、当協会の活動を周知し、当協会の有益性を積極的にPRすることにより、新規での契約締結や受託増加に向けた働きかけを行っていく。また、官公署に対して当協会の相続人確定業務の周知をはかり、この業務の利用拡大に繋がる取り組みを強化していく。これにより嘱託登記業務のみではなく、その前提とした相続人確定業務や相談業務を含めた一連の業務の受託を通じて、官公署の公共事業の円滑な実施に寄与できるように取り組んでいく。あわせて、調査士協会と協調し、共同での受託活動や啓発活動を行っていく。

4. その他の公益目的事業

(長期相続登記等未了土地解消作業)

法務省が発注する長期相続登記等未了土地解消作業については、発注される数量が減少しているが、これまでの受託経験により、効率的に作業を実施できる体制が整えられているので、今年度見込まれる発注に対しても積極的に参加していく。

また、これまでこの解消作業を行う中で得た現場の情報を元に、所有者不明土地問題の解消のために何を変えて行けばいいのか、法務局に対しても提言を行っていく。

(講習会及び講師派遣)

講習会や講師の派遣は官公署に当協会の活動内容を広くPRするために重要である。今年度も引き続き調査士協会とも協力し、講習会開催や講師派遣を行っていく。それとともに、各地区での講習会開催の要望があれば、講師の派遣等対応できるような体制を整えていく。また、各社員がそれぞれの地区での講習会で講師を引き受けやすくするためにも、現在までに行ってきた研修会の資料やデータを各社員が活用できるような仕組みを整えていく。

(設立40周年に向けた取り組み)

令和8年に当協会は設立40周年を迎えることになるが、この機会に内外に当協会の存在や活動を広く周知していくためにも、調査士協会との共催で周年記念イベントを実施できるように企画を進めていく。

5. 経 理

予算の適正な執行と事務局運営の効率化をはかる。また、新しく導入されたインボイス制度に対応していく。

以上